

社会福祉法人 けやきの杜
役員等の費用弁償に関する規程

平成7年3月20日

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人けやきの杜の理事・監事及び評議員（以下「役員等」という）の費用弁償について定めることを目的とする。

(報酬)

第2条 役員等が理事会及び評議員会及び監査等の法人の業務に就いたときは、報酬として1回5,000円を支給する。

2 役員等が職務のため出張するときは、報酬として1日5,000円及び宿泊費を支給する。

3 財務諸表を監査し得る監事については、定款18条に定める業務を行った場合には、報酬として1回20,000円を支給する。

(改正)

第3条 この規程の改正は、理事会の議決により行う。

付 則

1. この規程は平成7年4月1日から施行する。

付 則

1. 規程第2条の一部を改正する。

2. この規程は平成7年4月1日から施行する。

付 則

1. 規程第2条を改正する。

2. この改正は平成14年5月23日に決定し、平成14年4月1日に遡って適用する。

付 則

1. 第3条を追加する。

2. この改正は、平成16年4月15日から施行する。

付 則

1. 第2条3項を追加する。

2. この改正は平成20年5月23日に決定し、平成20年4月1日に遡って適用する。

(役員等の費用弁償に関する規程)

付 則

1. 第2条を改正する。
2. この改正は、平成29年4月1日から適用する。